道路の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区役所 建設課において,一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種 類	路線名	区間	供用開始年月日
市道	南2-59号約	新潟市中央区明石一丁目 84番4地先から 新潟市中央区明石二丁目 55番地先まで	平成21年3月31日
市道	南2-74号約	新潟市中央区明石二丁目 40番 2 地先から 新潟市中央区明石二丁目 199番地先まで	平成 2 1 年 3 月 3 1 日